

登記手続案内をご利用のみなさまへ 登 記 手 続 案 内 と は



見本を紹介します。

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式及びその取得方法を紹介し、申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



事前の審査・法的判断 は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書類に不備がないか審査するものではありません。また、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



ご自身で 作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。

手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。

電話での登記手続案内を希望される場合

予約時間に法務局から電話をします



予約時間に法務局から電話がありますのでお待ちください。

法務局から電話をしても10分以上応答がない場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。

なお、案内時間は20分以内とさせていただきます。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

福島地方法務局